



宮 崎 県 公 報

平成22年 3 月15日 (月曜日) 号外 第 7 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

条 例	頁
○県議会議員の定数を定める条例及び県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員	の数に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例…………… (議会事務局) 1 ○県議会議員の選挙区の特例に関する条例…………… () 2

本号で公布された条例のあらまし

- ◎ 県議会議員の定数を定める条例及び県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (条例第14号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
宮崎市と清武町、小林市と野尻町の合併に伴い、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 県議会議員の選挙区の特例に関する条例 (条例第15号)
 - 1 制定の理由及び主な内容
宮崎市と清武町、小林市と野尻町の合併に伴い、郡市の区域の変更を生ずる場合における県議会議員の選挙区については、市町村の合併の特例等に関する法律に基づき、合併の日に在任する県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によることとしました。
 - 2 施行期日
この条例は、平成22年 3 月23日から施行することとしました。

条 例

県議会議員の定数を定める条例及び県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3 月15日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第14号

県議会議員の定数を定める条例及び県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

県議会議員の定数を定める条例及び県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例 (平成21年宮崎県条例第24号) の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第5条 各選挙区において選挙すべき議員の数は次のとおりとする。 。 選挙区 議員数 宮崎市 <u>12人</u> [略]	第5条 各選挙区において選挙すべき議員の数は次のとおりとする。 。 選挙区 議員数 宮崎市 <u>13人</u> [略]

えびの市 宮崎郡 [略]	1 人 1 人	えびの市 [略]	1 人
--------------------	------------	-------------	-----

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

第 4 条 県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
第 2 条 削除		第 2 条 小林市の区域と、西諸県郡高原町の区域を合わせて 1 選挙区を設ける。	
第 4 条 前条に定めるものを除くほか、県議会議員の選挙区は、郡市の区域による。		第 4 条 前 2 条に定めるものを除くほか、県議会議員の選挙区は、郡市の区域による。	
第 5 条 各選挙区において選挙すべき議員の数は次のとおりとする。		第 5 条 各選挙区において選挙すべき議員の数は次のとおりとする。	
選挙区	議員数	選挙区	議員数
宮崎市	13 人	宮崎市	12 人
[略]		[略]	
日南市	3 人	日南市	2 人
小林市	2 人	小林市 (西諸県郡高原町の区域を含む。)	2 人
日向市	3 人	日向市	2 人
[略]		[略]	
西都市 (児湯郡西米良村の区域を含む。)	2 人	西都市 (児湯郡西米良村の区域を含む。)	1 人
[略]		[略]	
北諸県郡	1 人	北諸県郡	1 人
西諸県郡	1 人	[略]	
[略]		[略]	
東白杵郡	2 人	東白杵郡	1 人
[略]		[略]	

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 この条例は、次の一般選挙から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 21 年 3 月 30 日から施行する。	附 則 この条例は、次の一般選挙から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成 21 年 3 月 30 日から、第 3 条の規定は平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県議会議員の選挙区の特例に関する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 15 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第 15 号

県議会議員の選挙区の特例に関する条例

平成 22 年 3 月 23 日に行われる市町の合併により郡市の区域の変更を生ずる場合における県議会議員の選挙区については、市町村の合併の特例等に関する法律 (平成 16 年法律第 59 号) 第 21 条第 1 項の規定により、平成 22 年 3 月 23 日から平成 19 年 4 月 8 日に行われた一般選挙により選挙された県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

附 則

この条例は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。